

令和2年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和2年12月7日追加提出

富 谷 市

令和2年第4回 富谷市議会定例会追加議案

目 次

議 案

議案第15号	富谷市市営墓地特別会計条例の制定について	1
議案第16号	令和2年度富谷市市営墓地特別会計予算	3
議案第17号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第10号）	7
議案第18号	黒川地域行政事務組合の財産処分について	13

承 認

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	16
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）	20
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）	24
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）	28

議案第15号

富谷市市営墓地特別会計条例の制定について
富谷市市営墓地特別会計条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市営墓地の円滑な運営と経理の適正を図るため、特別会計を設置するもの。

富谷市市営墓地特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，市営墓地の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては，墓地事業収入，一般会計からの繰入金，借入金その他の収入をもってその歳入とし，墓地事業費，借入金の償還金及び利子その他の支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては，地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第16号

令和2年度富谷市市営墓地特別会計予算

令和2年度富谷市の市営墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

第 1 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) やすらぎパークとみや実施設計業務 (墓地区分)	令和2年度から令和3年度まで	36,100
(仮称) やすらぎパークとみや用地測量業務 (墓地区分)	令和2年度から令和3年度まで	8,100

予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
(仮称) やすらぎパークとみや実施設計業務（墓地分）	36,100			令和2年度	0				0
				令和3年度	36,100		36,100		0
(仮称) やすらぎパークとみや用地測量業務（墓地分）	8,100			令和2年度	0				0
				令和3年度	8,100		8,100		0

議案第17号

令和2年度富谷市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度富谷市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

第 1 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	富谷宿観光交流ステーション運営事業	3,000

第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) やすらぎパークとみや実施設計業務 (パークゴルフ場分)	令和2年度から令和3年度まで	36,100
(仮称) やすらぎパークとみや用地測量業務 (パークゴルフ場分)	令和2年度から令和3年度まで	8,100

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
(仮称) やすらぎパークとみや実施設計業務 (パークゴルフ場分)	36,100			令和2年度	0				0
				令和3年度	36,100			36,100	0
(仮称) やすらぎパークとみや用地測量業務 (パークゴルフ場分)	8,100			令和2年度	0				0
				令和3年度	8,100			8,100	0

議案第18号

黒川地域行政事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

黒川地域行政事務組合において共同処理している適応指導教室を廃止することに伴い、適応指導教室に係る組合の財産の処分について、協議するもの。

黒川地域行政事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により，黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分について，次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協議書は，黒川地域行政事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務のうち，適応指導教室の運営に関する事務を廃止することに伴い，適応指導教室に係る組合の財産処分について必要な事項を定めることを目的とする。

（組合の財産）

第2条 この協議書において対象とする組合の財産は，物品及び事務用品とする。

（処分の方法）

第3条 前条に規定する組合の財産の処分については，別表に定めるところによる。

（処分年月日）

第4条 共同処理する事務の廃止に伴う財産の処分の日は，令和3年4月1日とする。

（その他）

第5条 この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は，関係市町村がその都度協議するものとする。

この協議書の成立を証するために本書4通を作成し，関係市町村の長が記名押印の上，各自1通を保有する。

令和 年 月 日

富谷市長 若 生 裕 俊

大和町長 浅 野 元

大郷町長 田 中 学

大衡村長 萩 原 達 雄

別表 組合の財産

大区分	区分	品名	数量	譲与先市町村
物 品	事務機器	学童用イス（SSチェア旧1号）	5脚	富谷市
		パーテーション	2台	富谷市
		折り畳みイス	10脚	富谷市
		木製棚	2台	富谷市
		ミーティングチェア	30脚	富谷市
		椅子収納台車	2台	富谷市
		会議用テーブル	12台	富谷市
		学生椅子	15脚	富谷市
		ミーティングテーブル	3台	富谷市
		ミニロッカー	15台	富谷市
		片袖机	2台	富谷市
		事務用椅子	2台	富谷市
		引き違い書庫	1台	富谷市
		引き違い書庫	1台	富谷市
		書庫ベース	1台	富谷市
		清掃用ロッカー	1台	富谷市
		会議用テーブル	4台	富谷市
		ループ脚チェア	8脚	富谷市
		スタッキング用台車	1台	富谷市
		シューズボックス	1台	富谷市
	オープンロッカー	1台	富谷市	
電話機	1台	富谷市		
	電化製品	CDラジカセ	1台	富谷市
	その他	キーボード（楽器）	1台	富谷市
		ボンゴ（楽器）	1台	富谷市
事務用品	事務用品	事務用品	1式	富谷市

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年11月30日

富谷市長 若生 裕俊

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第18条の2 略 （期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2～第24条 略</p>	<p>第1条～第18条の2 略 （期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第18条の2 略 （期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第18条の2 略 （期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

改 正 後	現 行
(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略 第19条の2～第24条 略	(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略 第19条の2～第24条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承認第 2号

専決処分の承認を求めることについて（議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
（別紙のとおり）

令和2年11月30日

富谷市長 若 生 裕 俊

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
 第1条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町
 条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当）	第1条～第4条 略 （期末手当）
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の165</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の170</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改
 正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当）	第1条～第4条 略 （期末手当）
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の167.5</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の165</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承認第 3号

専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
（別紙のとおり）

令和2年11月30日

富谷市長 若 生 裕 俊

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の165</u> とする。	2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の167.5</u> とする。	2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の165</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承認第 4号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月7日追加提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第15号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年11月30日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。）</p> <p>第4条, 第5条, 第8条, 第10条, 第11条, 第11条の3及び第20条の規定は, 特定任期付職員には, 適用しない。</p> <p><u>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは, 「, 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</u></p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号_____）</p> <p>第4条, 第5条, 第8条, 第10条, 第11条, 第11条の3及び第20条の規定は, 特定任期付職員には, 適用しない。</p> <p>第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは, 「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷市条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは, 「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷市条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第3条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p>

改 正 後	現 行
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第8条 略</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(適用日)

- 2 第1条の規定による改正後の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定

を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。